

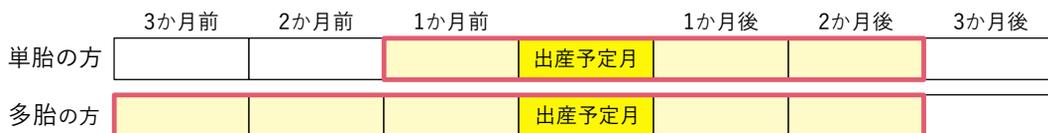
産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険料が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。（※令和6年1月4日以降受付を開始します。）
- 出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の減額方法

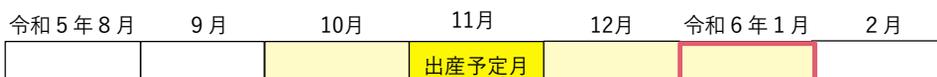
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 ・・・対象期間

※保険料の賦課限度額に達している世帯が減額措置を適用しても保険料額が変わらない場合があります。

届出に必要な書類

母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類など

届出先

茅ヶ崎市福祉部保険年金課 保険料担当 TEL 0467-81-7153

※電子申請、郵送でも申請できます。

詳しくはホームページをご確認ください。

